

平成27年度スポーツ庁委託事業
第2・3回加盟団体連絡会議 兼 ドーピング防止研修会

2016年禁止表国際基準のポイント

加盟団体連絡会議運営委員会
委員長 山澤 文裕

2016年禁止表国際基準

2016年1月1日発効

世界アンチ・ドーピング規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「**特定物質**」として扱われる。但し、禁止物質S1, S2, S4.4, S4.5, S6.aおよび**禁止方法**M1, M2およびM3は除く。

常に禁止される物質と方法 (競技会(時)及び競技会外)

禁止物質

S0. 無承認物質

S1. 蛋白同化薬

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)
2. その他の蛋白同化薬

**S2. ペプチドホルモン、成長因子、
関連物質および模倣物質**

S3. ベータ2作用薬

S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬

S5. 利尿薬および隠蔽薬

禁止方法

M1. 血液および血液成分の操作

M2. 化学的および物理的操作

M3. 遺伝子ドーピング

競技会（時）に禁止される物質と方法

前文S0～S5、M1～M3に加えて、以下のカテゴリーは**競技会（時）**において禁止される。

禁止物質

S6. 興奮薬

- a. 特定物質でない興奮薬
- b. 特定物質である興奮薬

S7. 麻薬

S8. カンナビノイド

S9. 糖質コルチコイド

特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

競技会(時)に限って禁止される。
ドーピング違反が成立する閾値は
血中アルコール濃度 0.10 g/L と同等の濃度。

P2. ベータ遮断薬

競技会(時)に限って禁止される。
指示がある場合は、競技会外においても禁止。

2016年禁止表 主要な変更の要約

S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質

絨毛性ゴナドトロピンおよび黄体形成ホルモン放出因子の一般的な例示としてトリプトレリンをリュープロレリンに置き換えた。

S4. ホルモンおよび代謝調節薬

- 全てのインスリン受容体作動薬を含むために、インスリン模倣物質という文言が禁止表へ追加された。
- メルドニウム(ミルドロネート) は、競技力向上目的で競技者によって使用された事実があるため追加された。

S5. 利尿薬および隠蔽薬

炭酸脱水酵素阻害薬の眼科用使用が許可されることが明確化された。

S6. 興奮薬

クロニジンが許可されることが明確化された。

2016年監視プログラム

主要な変更の要約と注釈

- メルドニウムは監視プログラムより削除され、禁止表へ追加された。
- ヒドロドン、モルヒネ/コデイン比およびタペンタドールは監視プログラムより削除された。

まとめ

1. 今回はマイナーな改訂です。
2. 禁止表は期中に改訂される可能性があります。
JADAウェブサイトで確認してください。

なお、WADA正本は、これまでと異なり2段組みになりましたが、JADA訳ではこれまで通りの組み方にしました。